

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者が社会貢献活動の一環として練馬区立図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を無償で提供する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 事業者は、この要綱の定めるところにより、図書館の利用者の閲覧に供する雑誌を購入し、図書館に無償で提供した場合において、広告を掲出することができる。

2 前項に規定する広告の掲出は、同項の規定により雑誌を提供する事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）の広告を当該雑誌の最新号の閲覧用カバーに表示し、当該雑誌を図書館の雑誌コーナーに排架するとともに、その書架に事業者名を表示することにより行うものとする。

3 前項に規定にする雑誌の排架場所および書架に広告を表示する位置は、光が丘図書館長が決定するものとする。

4 雑誌スポンサーは、その事業所、店舗等において、図書館が提供する掲示物により雑誌スポンサーであることについて周知することができる。

5 図書館は、図書館ホームページ等により雑誌スポンサーの名称等を公表するものとする。ただし、雑誌スポンサーの申出により匿名にすることができる。

(雑誌スポンサーの対象)

第3条 雑誌スポンサーの対象は、練馬区内に事業所・店舗を有する事業者で、雑誌スポンサー制度の趣旨に賛同するものとする。ただし、つぎの各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業その他これに準ずる内容の営業を行うもの
- (2) 消費者金融業を行うもの
- (3) 占い、運勢判断等に関するもの
- (4) 法律に定めのない医業類似行為を行うもの
- (5) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (6) 集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、練馬区教育委員会（以下「委員会」という。）が不適当と認めるもの

(雑誌スポンサーの募集)

第4条 雑誌スポンサーの募集は、原則として公募によるものとする。

2 前項の公募の方法は、練馬区の広報紙およびホームページへの掲載その他の方法で行う。

(雑誌スポンサーの申込み)

第5条 雑誌スポンサー制度に申込みをする者（以下「申込者」という。）は、光が丘図書館長が別に定める雑誌リストの中から雑誌スポンサーとして提供を行う雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を選定し、練馬区立図書館雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式）に委員会が別に定める書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

(雑誌スポンサーの決定および覚書の締結)

第6条 委員会は、前条の規定による申込みを受けたときは、当該申込みに係る書類の審査を行い、その結果を練馬区立図書館雑誌スポンサー制度承諾（不承諾）通知書（第2号様式）により、申込者に通知する。

2 雑誌スポンサーの期間は、委員会が承諾の決定をした日（その日が月の初日であるときはその日の属する月の1日）の翌月1日から当該年度の末日までとする。ただし、当該年度の末日の2箇月前までに委員会または雑誌スポンサーのいずれかから解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

3 前項の規定により雑誌スポンサーに決定した者は、委員会と覚書を締結するものとする。

(広告の内容)

第7条 スポンサー誌の閲覧用カバーに表示する広告の内容は、練馬区内の事業所・店舗に係るもので区民生活に関連するものとする。ただし、つぎの各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 図書館の目的、公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および求人広告に関するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 区が行おうとしている施策および計画を阻害するおそれのあるもの
- (6) 差別、偏見、不必要な区別を助長するおそれのあるもの
- (7) 各種法令による広告規制に反するもの
- (8) 肖像権および著作権を侵害するおそれのあるもの
- (9) 問合せ先が明らかでないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、委員会が図書館に掲出する内容として不相当と認めるもの

2 広告の内容は、図書館と協議の上、前条第2項の各月15日までに変更の申出があった場合、翌月1日から変更することができる。

(広告の規格)

第8条 スポンサー誌の閲覧用カバーに表示する広告の規格は、当該スポンサー誌のカバー裏面にA4サイズ（縦29.7cm×横21cm）以内とする。

2 前項に規定するもののほか、スポンサー誌のカバー表面（縦10cm×横15cm以内）および図書館の雑誌コーナーの書架（縦4cm×横15cm以内）に雑誌スポンサーの名称を表示することができる。

(スポンサー誌の購入代金の支払および納入)

第9条 雑誌スポンサーは、原則として、光が丘図書館長が指定する事業者（以下「指定事業者」という。）からスポンサー誌を購入する。

2 雑誌スポンサーは、委員会が承諾の決定をした日から20日以内に、指定事業者の請求に基づき、スポンサー誌の購入代金を指定事業者に直接支払うものとする。

3 前項の規定による支払は一括先払いとし、定価の変動等により過不足が生じた場合は年度末に精算する。

4 振込み手数料その他のスポンサー誌の購入に伴う諸費用は、雑誌スポンサーの負担とする。

5 スポンサー誌は、指定事業者が図書館に納入する。

(スポンサー誌の所有権)

第10条 図書館が提供を受けた雑誌の所有権は、練馬区に帰属する。

(雑誌スポンサーの取消し)

第11条 委員会は、雑誌スポンサーがつぎの各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する申込書の記載内容に瑕疵または虚偽が判明したとき。
- (2) 第6条第3項の規定により締結した覚書の内容について、雑誌スポンサーが遵守していないことが判明し、図書館が改善の要請を行ったにもかかわらず改善されないとき。
- (3) 雑誌スポンサー制度の承諾後の状況の変化等により、第3条の規定に抵触したとき。
- (4) スポンサー誌の購入代金を指定期日までに納入しないとき。

2 委員会は、スポンサー誌に表示された広告の内容がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当該広告の表示を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容に瑕疵、虚偽、誤記等があるとき。
- (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害しているとき。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していないとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、光が丘図書館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。